

○京都府立都市公園条例施行規則

昭和57年3月14日

京都府規則第5号

京都府立都市公園条例施行規則をここに公布する。

京都府立都市公園条例施行規則

(使用時間等)

第1条 京都府立都市公園条例(昭和33年京都府条例第16号。以下「条例」という。)第22条に規定する使用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

2 条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、臨時に、別表第1に規定する使用時間及び休業日を変更することができる。この場合において、指定管理者は、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により使用時間及び休業日を変更しようとするときは、事前に、その旨を掲示しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

4 知事は、都市公園の管理のため必要があると認めるときは、別表第1に規定する使用時間及び休業日(指定管理者が管理する都市公園又は公園施設に係るものを除く。)を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(昭59規則49・昭60規則18・昭61規則19・昭63規則1・平3規則3・平4規則29・平4規則61・平7規則8・平8規則20・平12規則29・平13規則7・平16規則25・平16規則47・平17規則48・平17規則51・平26規則5・一部改正)

(たき火をすることができる場所)

第2条 条例第7条第8号に規定する規則で定める場所は、京都府立山城総合運動公園(以下「山城総合運動公園」という。)、京都府立丹後海と星の見える丘公園(以下「丹後海と星の見える丘公園」という。)及び京都府立丹波自然運動公園(以下「丹波自然運動公園」という。)の区域のうち知事が指定する場所とする。

(平3規則3・平17規則48・平17規則51・平26規則5・一部改正)

(行為の許可申請書の記載事項)

第3条 条例第8条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項、行為をしようとする者の京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に掲げる暴力団員等の該当の有無、行為に従事する者の数並びに公園施設の模様替えの有無、内容及び現状回復の方法とする。

- (1) 行商その他これに類する行為をしようとするときは、販売品目及び販売価格
- (2) 募金その他これに類する行為をしようとするときは、行為の趣旨
- (3) 案内業又は写真業を営もうとするときは、料金並びに搬入物の種類及び数量
- (4) 業として映画を撮影しようとするときは、搬入物の種類及び数量
- (5) 集会、競技会、展示会又は博覧会その他これらに類する催しをしようとするときは、料金、参加者の予定数並びに搬入物の種類及び数量

(平17規則48・平23規則18・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示の場所等)

第4条 条例第13条第1項第1号及び第2項に規定する規則で定める場所は、当該都市公園を所管する京都府土木事務所（以下「所管土木事務所」という。）とする。

2 条例第13条第2項に規定する保管工作物等一覧簿の様式は、別記第1号様式とする。

(平16規則47・追加、平17規則48・一部改正)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第5条 知事は、条例第15条第1項の規定による競争入札を一般競争入札により行おうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その公告を所管土木事務所に掲示し、又はこれに準じる適当な方法で公示しなければならない。

2 知事は、条例第15条第1項の規定による競争入札を指名競争入札により行おうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に次に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

- (1) 当該工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- (3) 当該競争入札の執行の日時及び場所
- (4) 契約条項の概要
- (5) その他必要と認められる事項

(平16規則47・追加、平17規則48・一部改正)

(工作物等の返還の受領書)

第6条 条例第16条に規定する受領書の様式は、別記第2号様式とする。

(平16規則47・追加、平17規則48・一部改正)

(都市公園使用料に係る計算方法等)

第7条 条例別表の2の（その1）及び（その2）に定める使用料に係る数量の端数計算又は使用期間の計算は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1件の面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数を生じた場合の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- (2) 年額をもつて定める使用料については、次に定めるところによる。
- ア 使用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は月割をもつて計算し、その期間に1月未満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。この場合において、使用料の月額額は、年額を12で除して得た額とする。
- イ アにかかわらず、使用期間が1月未満の場合は、日割をもつて計算する。この場合において、使用料の日割額は、年額を365で除して得た額とする。
- (3) 月額をもつて定める使用料については、次に定めるところによる。
- ア 使用期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。
- イ 使用期間が1月未満の場合は日割をもつて計算する。この場合において、使用料の日割額は、月額に12を乗じて得た額を365で除して得た額とする。
- 2 条例別表の2の(その1)の表の備考の5及び(その2)の表の備考の規定による使用料の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。
- (1) 年額又は月額をもつて定める使用料について、使用期間が1月未満の場合 条例別表の2の(その1)及び(その2)に掲げる額(前項の規定により計算した額を含む。以下同じ。)に100分の105を乗じて得た額
- (2) 年額をもつて定める使用料について、使用期間が1月以上1年未満の場合 条例別表の2の(その1)及び(その2)に掲げる額
- 3 1件の使用料の額が100円未満であるものは100円とし、徴収する金額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(平4規則29・追加、平16規則47・旧第4条繰下、令元規則29・一部改正)

(1時間単位の利用料金を徴収する場合)

第8条 条例別表の4の(その1)の表の備考の3、条例別表の5の(その1)の表の備考の3及び(その2)の表の備考の3、条例別表の6の(その1)の表の備考の3及び(その2)の表の備考の4、条例別表の7の(その2)の表の備考の2並びに条例別表の8の(その3)の表の備考の2に規定する規則で定めるところにより使用する場合は、使用時間区分単位によらないで使用する場合で指定管理者(指定管理者が条例第4条第2項第2号に掲げる業務を行うことができない場合にあっては、知事。第10条及び第13条において同じ。)が公園施設の管理上やむを得ないと認めたものとする。

(昭60規則 8・昭63規則 1・一部改正、平 4 規則29・旧第 4 条繰下、平 7 規則 8・平 8 規則20・一部改正、平16規則47・旧第 5 条繰下、平17規則48・平17規則51・平 26規則18・平27規則12・一部改正)

(プールの使用時間区分等)

第 9 条 条例別表の 4 の(その 2)の表の備考の 1 に規定する規則で定める使用時間区分は、午前の部(午前 9 時30分から午後 0 時30分まで)、午後の部(午後 1 時30分から午後 4 時 30分まで)及び夜の部(午後 5 時30分から午後 8 時30分まで)とする。

2 条例別表の 4 の(その 2)の表の備考の 7 に規定する規則で定めるところにより使用する場合は、前項に定める各使用時間区分の途中から当該各使用時間区分の終わりまで使用する場合とする。

3 条例別表の 6 の(その 4)の表の備考の 6 に規定する規則で定める使用時間区分は、午前の部(午前 9 時30分から午後 0 時30分まで)及び午後の部(午後 1 時30分から午後 4 時 30分まで)とする。

(昭60規則 8・昭60規則18・昭61規則19・昭63規則 1・一部改正、平 4 規則29・旧第 5 条繰下、平 7 規則 8・平 8 規則20・一部改正、平16規則47・旧第 6 条繰下)

(プール等の使用方法)

第10条 京都府立伏見港公園(以下「伏見港公園」という。)のプールは、6 月から 9 月までの間に限り、全面使用できないものとする。

2 伏見港公園のプールガーデンは、6 月から 9 月までの間に限り、指定管理者がプールの管理上やむを得ないと認めた場合を除き、プールとの併用使用により利用に供するものとする。

3 山城総合運動公園の50メートルプール及び25メートルプールは、ファミリープールの使用期間に限り、指定管理者が特に認めた場合を除き、全面使用又は部分使用できないものとし、ファミリープールとの併用使用により利用に供するものとする。

(昭60規則18・追加、平 3 規則 3・一部改正、平 4 規則29・旧第 6 条繰下・一部改正、平16規則47・旧第 7 条繰下・一部改正、平17規則48・平26規則 5・一部改正)

第11条 山城総合運動公園の50メートルプール及び25メートルプールを部分使用する場合には、1 コースのみの使用はできないものとする。

2 山城総合運動公園の25メートルプールの部分使用に供するコースの数は、4 以下とする。

(昭60規則18・追加、平 3 規則 3・一部改正、平 4 規則29・旧第 7 条繰下、平16 規則47・旧第 8 条繰下)

(附属設備の利用料金)

第12条 附属設備の利用料金の上限の額は、別表第2のとおりとする。

(昭60規則18・旧第6条繰下、平4規則29・旧第8条繰下、平16規則47・旧第9条繰下、平17規則48・一部改正)

(利用料金の徴収方法)

第13条 伏見港公園の競技場、プール、プールガーデン若しくは相撲場、山城総合運動公園の競技場、25メートルプール若しくはファミリープール、京都府立関西文化学術研究都市記念公園（以下「関西文化学術研究都市記念公園」という。）の庭園又は丹波自然運動公園のプール若しくはパターゴルフ場を個人使用する場合の利用料金の徴収は、現金と引換えに使用券を交付することによつて行うものとする。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 使用券には、都市公園の名称、使用券の種類、利用料金の額、有効期間及び発行年月日を記載するものとする。ただし、山城総合運動公園のファミリープール又は丹波自然運動公園のプールに係る使用券については、発行年月日の記載を省くことができる。

3 伏見港公園、京都府立洛西浄化センター公園（以下「洛西浄化センター公園」という。）、山城総合運動公園及び関西文化学術研究都市記念公園の駐車場又は別表第2に掲げる附属設備のうちコインロッカー又は大型コインロッカーを使用する場合の利用料金の徴収は、使用者が硬貨又は紙幣の投入口に硬貨又は紙幣を投入することによつて行うほか、指定管理者が認める方法により行うことができる。

4 第1項本文の場合においては、使用券をもつて領収書に代えるものとし、前項の場合においては、指定管理者が特に必要と認めたときを除き、領収書は交付しない。

(昭59規則49・昭60規則8・一部改正、昭60規則18・旧第7条繰下・一部改正、昭62規則19・平3規則3・一部改正、平4規則29・旧第9条繰下、平4規則61・平7規則8・平8規則20・平11規則31・一部改正、平16規則47・旧第10条繰下、平17規則48・平26規則5・令7規則52・一部改正)

(使用料等の還付)

第14条 条例第18条ただし書又は第20条第4項ただし書の規定により、使用料又は利用料金を還付する場合及びその還付する割合は、次のとおりとする。

- (1) 管理上の都合により使用の許可又は承認を取り消したとき 10分の10以内
- (2) 災害その他不可抗力の理由により使用できなくなつたとき 10分の8以内
- (3) 使用の日の10日前（丹後海と星の見える丘公園のキャンプ場及び宿泊施設並びに丹

波自然運動公園の宿泊施設については、7 日前) までに使用の許可又は承認の取消しを申し出て相当の理由があると認められたとき 10分の5 以内

(昭60規則18・旧第8条繰下、平3規則3・一部改正、平4規則29・旧第10条繰下、平16規則47・旧第11条繰下・一部改正、平17規則48・平17規則51・平26規則18・一部改正)

(利用料金の減免)

第15条 伏見港公園の競技場、プール、プールガーデン、相撲場若しくはテニスコート、洛西浄化センター公園の球技場若しくはテニスコート、山城総合運動公園の競技場、球技場、野球場、テニスコート、50メートルプール、25メートルプール、飛び込みプール、多目的ジム若しくは弓道場又は丹波自然運動公園の競技場、テニスコート、バレーボールコート、軟式野球場若しくは球技場を次の各号に掲げる目的のために全面使用し、又は部分使用する場合には、その利用料金について当該各号に掲げる額を免除する。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくはこれに準じる学校（以下この号において「大学等」という。）の教育課程における活動（以下「教育活動」という。）又は大学等の長が認める課外活動（教育活動以外の活動をいう。以下同じ。）及び国、地方公共団体又はスポーツの振興を目的とする団体による大学等の学生又は生徒を対象とするスポーツの競技会、講習会その他これらに類する催し 条例別表の各区分の利用料金の額に100分の25を乗じて得た額
- (2) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは高等専門学校若しくはこれらに準じる学校（以下この号において「小学校等」という。）の教育活動若しくは小学校等の長が認める課外活動又は同条に規定する幼稚園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園による保育活動及び国、地方公共団体若しくはスポーツの振興を目的とする団体による小学校等の児童、生徒若しくは学生又は学齢に達しない者を対象とするスポーツの競技会、講習会その他これらに類する催し 条例別表の各区分の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額
- (3) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の教育活動又は同条に規定する特別支援学校の長が認める課外活動 条例別表の各区分の利用料金の額に100分の60を乗じて得た額
- (4) 65歳以上の者を対象とする高齢者の福祉の増進を図るための競技会、講習会その他

これらに類する催し 条例別表の各区分の利用料金の額に100分の25を乗じて得た額

- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳を所持する者（以下「障害者」という。）を対象とする障害者の福祉の増進を図るための競技会、講習会その他これらに類する催し 条例別表の各区分の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額

- 2 障害者が、伏見港公園のプール若しくは相撲場、山城総合運動公園の陸上競技場、第2競技場、25メートルプール、ファミリープール若しくは弓道場、丹後海と星の見える丘公園のキャンプ場若しくは宿泊施設又は丹波自然運動公園の陸上競技場、補助競技場、プール、パターゴルフ場、トレーニング場若しくは宿泊施設を個人使用する場合には、その利用料金についてそれぞれ条例別表の各区分の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額を免除する。

- 3 伏見港公園のプール、山城総合運動公園の25メートルプール若しくはファミリープール又は丹波自然運動公園のプール若しくはパターゴルフ場を個人使用する場合（次の各号に掲げる場合に限る。）には、第1号の保護者又は第2号の祖父母のうちいずれか1人に係る利用料金についてその全額を免除する。

- (1) 父母その他の保護者であつて府内に住所を有するものがその監護する小学生等（学校教育法第1条に規定する小学校（同条に規定する義務教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の小学部を含む。）の児童若しくはこれに準じる学校の児童又はこれらの児童以外の者で満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。次号及び次項において同じ。）とともに利用する場合

- (2) その他小学生等（府内に住所を有する者に限る。）の祖父母が当該小学生等とともに利用する場合

- 4 関西文化学術研究都市記念公園の庭園の利用料金を免除する場合及びその免除する割合は、次のとおりとする。

- (1) 障害者（介護者を含む。）が入園する場合 10分の10

- (2) 次に掲げる場合 アの保護者又はイの祖父母のうちいずれか1人に係る利用料金の10分の10

ア 父母その他の保護者であつて府内に住所を有するものがその監護する小学生等とともに入園する場合

イ その他小学生等（府内に住所を有する者に限る。）の祖父母が当該小学生等とともに入園する場合

- 5 前各項に定めるもののほか、知事が特に必要と認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（昭58規則19・昭59規則49・昭60規則8・一部改正、昭60規則18・旧第9条繰下・一部改正、昭61規則19・昭63規則1・平3規則3・一部改正、平4規則29・旧第11条繰下・一部改正、平4規則50・平7規則8・平8規則20・平8規則27・平9規則17・平11規則10・一部改正、平16規則47・旧第12条繰下、平17規則48・平17規則51・平18規則43・平19規則18・平26規則18・平27規則22・平28規則8・平28規則36・令7規則52・一部改正）

（遵守事項）

- 第16条 条例第5条第1項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた公園施設又は附属設備を転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

（昭60規則18・旧第10条繰下、平4規則29・旧第12条繰下、平16規則47・旧第13条繰下、平17規則48・一部改正）

（その他）

- 第17条 条例及びこの規則で定めるもののほか、条例第4条第2項各号に掲げる業務の実施に関し必要な事項は、知事の承認を得て指定管理者が定める。

（昭60規則18・旧第11条繰下、平3規則3・一部改正、平4規則29・旧第13条繰下、平4規則61・一部改正、平16規則47・旧第14条繰下・一部改正、平17規則48・一部改正）

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第7条、第9条及び別表第1中伏見港公園に係る部分、第4条中条例別表の4に係る部分並びに第5条及び別表第2の1の規定は、昭和57年6月1日から施行する。
- 2 運動公園のしゅん工を記念して、昭和57年3月31日までの間は、運動公園の公園施設で条例別表の1の公園施設のAの欄に掲げるもの及び附属設備を使用する場合、その使用料を免除する。
- 3 京都府証紙規則（昭和39年京都府規則第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和58年規則第19号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年規則第33号）

この規則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則（昭和59年規則第39号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年規則第49号）

この規則は、京都府立都市公園条例の一部を改正する条例（昭和59年京都府条例第51号）中別表の1の改正規定及び別表の5の（その2）の改正規定のうちファミリープールに係る部分の施行の日（昭和59年6月30日）から施行する。

附 則（昭和60年規則第8号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年規則第18号）

- 1 この規則は、京都府立都市公園条例の一部を改正する条例（昭和60年京都府条例第19号）中別表の5の改正規定のうち50メートルプール及び25メートルプールに係る部分の施行の日（昭和60年6月29日）から施行する。
- 2 この規則による改正後の京都府立都市公園条例施行規則第1条第3項の規定の適用については、昭和60年に限り、同項中「7月1日から9月30日」とあるのは「6月29日から9月30日」とする。

附 則（昭和61年規則第19号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第11条の改正規定のうち飛び込みプールに係る部分並びに第5条の改正規定は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年規則第19号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年規則第1号）

この規則は、昭和63年1月17日から施行する。

附 則（昭和63年規則第30号）

この規則は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、京都府立都市公園条例の一部を改正する条例（平成3年京都府条例第11号）の施行の日から施行する。

(京都府立丹波自然運動公園条例施行規則の廃止)

- 2 京都府立丹波自然運動公園条例施行規則（昭和45年京都府規則第7号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧規則の規定によりなされた手段その他の行為は、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成4年規則第29号）

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に京都府立都市公園条例（昭和33年京都府条例第16号）第5条の使用の許可を受けた者に係る使用料については、この規則による改正後の京都府立都市公園条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年規則第50号）

この規則は、京都府立都市公園条例の一部を改正する条例（平成4年京都府条例第13号）の施行の日から施行する。

附 則（平成4年規則第61号）

この規則は、京都府立都市公園条例の一部を改正する条例（平成4年京都府条例第18号）の施行の日から施行する。

附 則（平成7年規則第8号）

この規則は、京都府立都市公園条例の一部を改正する条例（平成7年京都府条例第11号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成7年4月29日)

附 則（平成8年規則第20号）

この規則は、京都府立都市公園条例の一部を改正する条例（平成8年京都府条例第10号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成8年4月25日)

附 則（平成8年規則第27号）

この規則は、平成8年5月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第17号）

この規則は、平成9年4月28日から施行する。

附 則（平成9年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第10号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第23号）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第31号）

この規則は、京都府立都市公園条例の一部を改正する条例（平成11年京都府条例第28号）の施行の日から施行する。

附 則（平成12年規則第29号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第7号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第48号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 指定管理者制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成17年京都府条例第30号）第20条の規定による改正前の京都府立都市公園条例（昭和33年京都府条例第16号）第17条第1項の規定により管理を委託している京都府立都市公園（京都府立洛西浄化センター公園を除く。）に係るこの規則による改正後の京都府立都市公園条例施行規則の適用については、平成18年5月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第51号）

この規則は、京都府立都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第46号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成18年8月1日）

附 則（平成18年規則第43号）抄

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第18号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第18号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第5号）

この規則は、平成26年3月17日から施行する。

附 則（平成26年規則第18号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第12号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第22号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第29号）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に京都府立都市公園条例（昭和33年京都府条例第16号）第5条第1項の規定による使用の承認を受けた者に係る使用料については、この規則による改正後の京都府立都市公園条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第15号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年規則第3号）

この規則は、令和6年3月9日から施行する。

附 則（令和7年規則第52号）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に受けた使用の承認に係る利用料金の減免については、なお従前の例による。

別表第 1（第 1 条関係）

（平26規則 5・全改、平26規則18・平27規則12・平28規則36・令 6 規則 3・一部改正）

区分		使用時間	休業日
京都府立嵐山東公園	条例別表の 1 に掲げる公園施設	日出から日没まで	—
京都府立鴨川公園	条例別表の 1 に掲げる公園施設	日出から日没まで	—
伏見港公園	条例別表の 1 に掲げる公園施設（プールを除く。）	午前 9 時から午後 9 時まで	年末年始
	プールの屋内部分	午前 9 時30分から午後 8 時30分まで	年末年始
	プールの屋外部分	午前 9 時30分から午後 4 時30分まで	夏季使用期間内の日以外の日
洛西浄化センター公園	テニスコート及び駐車場	午前 9 時から午後 9 時まで	年末年始
	その他の公園施設	午前 9 時から午後 5 時まで	年末年始
山城総合運動公園	屋内競技場及び球技場	午前 9 時から午後 9 時まで	毎週木曜日（休日に当たる木曜日及び夏季使用期間内における木曜日を除く。）及び年末年始（木曜日を除く。）
	陸上競技場及びテニスコート	午前 9 時から午後 9 時（木曜日にあつては、午後 5 時）まで	毎週木曜日（休日に当たる木曜日及び夏季使用期間内における木曜日を除く。）及び年末年始（木曜日を除く。）

	プール	25メートル	午前 9 時から午後 5 時まで	1 月 1 日から 4 月 30 日まで及び 10 月 1 日から 12 月 31 日まで
		その他のプール	午前 9 時から午後 5 時まで	夏季使用期間内の日以外の日
	駐車場		午前 9 時から午後 9 時まで	毎週木曜日（休日に当たる木曜日及び夏季使用期間内における木曜日を除く。）及び年末年始（木曜日を除く。）
	その他の公園施設		午前 9 時から午後 5 時まで	毎週木曜日（休日に当たる木曜日及び夏季使用期間内における木曜日を除く。）及び年末年始（木曜日を除く。）
丹後海と星の見える丘公園	研修室		午前 9 時から午後 5 時（7 月 1 日から 9 月 30 日までにあつては、午後 10 時まで	毎週木曜日（休日に当たる木曜日及び 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間における木曜日を除く。）及び年末年始（木曜日を除く。）
	キャンプ場及び宿泊施設		—	毎週木曜日（休日に当たる木曜日及び 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間における木曜日を除く。）及び年末年始（木曜日を除く。）
	その他の公園施設		午前 9 時から午後 5 時（7 月 1 日から 9 月 30 日までにあつては、午後 8 時まで	毎週木曜日（休日に当たる木曜日及び 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間における木曜日を除く。）及び年末年始（木曜日を除く。）
京都府立木津川運動公園	全ての公園施設		午前 9 時から午後 5 時まで	毎週木曜日（休日に当たる木曜日を除く。）及び年末年始（木曜日を除く。）

関西文化学術研究都市記念公園	条例別表の 1 に掲げる公園施設	午前 9 時から午後 5 時まで	毎週木曜日（休日に当たる木曜日を除く。）及び年末年始（木曜日を除く。）
丹波自然運動公園	体育館、補助競技場、テニスコート及びトレーニング場	午前 9 時から午後 9 時まで	年末年始
	プール	午前 9 時から午後 5 時まで	夏季使用期間内の日以外の日
	パターゴルフ場	午前 9 時から午後 5 時まで	1 月 1 日から 2 月末日まで及び 12 月 1 日から 12 月 31 日まで
	宿泊施設	—	年末年始
	その他の公園施設	午前 9 時から午後 5 時まで	年末年始

備考

- この表において「年末年始」とは、各年の 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日までの期間をいう。
- この表において「夏季使用期間」とは、各年の 7 月 15 日（その前日又は前々日が土曜日に当たるときは、当該土曜日）から 8 月 31 日（その翌日又は翌々日が日曜日に当たるときは、当該日曜日）までの期間をいう。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- この表に掲げる公園施設以外の公園施設については、いつでも使用することができる。

別表第 2（第 12 条関係）

（昭 58 規則 19・昭 58 規則 33・昭 59 規則 39・昭 60 規則 18・昭 63 規則 1・昭 63 規則 30・平 3 規則 3・平 4 規則 29・平 8 規則 20・平 9 規則 23・平 11 規則 23・平 12 規則 59・平 16 規則 47・平 17 規則 48・平 27 規則 12・平 28 規則 36・平 29 規則 24・令 元規則 29・令 6 規則 3・令 7 規則 52・一部改正）

1 伏見港公園の附属設備の利用料金の上限の額

区分	附属設備名	単位	1 使用時間区分の	全日使用の利用料	摘要
----	-------	----	-----------	----------	----

			利用料金 の上限の 額	金の上 限の額	
体 育 設 備 及 び 器 具	跳び箱	1 台	円 130	円 330	
	踏切板	1 台	30	70	
	マット	1 枚	50	130	ソフトマット以外のものをいう。
	ソフトマット	1 枚	130	330	
	鉄棒	1 組	260	670	
	バスケットボール競 技用具	1 組	1, 390	3, 360	ファウル指示板、信号器、30秒タイマ ー及びストップウォッチをいう。
	移動式バスケット台	1 対	800	1, 970	
	つり下げ式バスケット	1 対	260	670	
	ファウル回数表示器	1 台	130	330	
	バレーボール用支柱	1 組	260	670	ネットを含む。
	ハンドボール用ゴール	1 組	390	1, 000	ネットを含む。
	ボール類	1 個	60	180	バスケットボール用、バレーボール用 及びハンドボール用のボールをいう。
	バドミントン用支柱	1 組	190	530	ネットを含む。
	バドミントンラケット	1 本	60	180	
	テニス用支柱	1 組	260	670	ネットを含む。
	テニスラケット	1 本	130	330	
	テニスマシン	1 台	1, 390	3, 360	
	卓球台	1 台	130	330	サポート及びネットを含む。
	ハンディ卓球台	1 台	30	70	サポート及びネットを含む。
	視覚障害者用卓球台	1 台	30	70	サポート及びネットを含む。
	卓球ラケット	1 本	40	90	

	トランポリン	1 台	530	1,390	
	トランポリンアクア ダイバー	1 台	260	670	
	トランポリンリトル ジャイアント	1 台	260	670	
	車椅子スラローム	1 組	30	70	
	ゲートボール用具	1 組	1 時間 30	—	
	壮年体力測定用具	1 組	260	670	
	防球スクリーン	1 台	40	90	
	得点板	1 台	60	180	
	電光得点板	1 台	1,070	2,660	
	審判台	1 台	60	180	
	ストップウォッチ	1 個	60	180	
	ペースクロック	1 台	130	330	
	その他体育用具	1 台	60	180	
舞 台 設 備 及 び 機 具	舞台用ステージ	1 台	390	1,030	
	演台	1 台	530	1,390	
	花台	1 台	260	670	
音 響 設 備 及 び	拡声装置	1 組	1,390	3,360	マイクロホン 1 個付き
	マイクロホン	1 個	390	1,070	

器具					
その他の設備及び器具	移動式黒板	1 台	60	180	
	1 人用折り畳み式椅子	1 脚	20	60	
	3 人用折り畳み式椅子	1 脚	60	180	
	長机	1 脚	60	180	
	コインロッカー	1 区画	1 回 100	—	1 区画容量60リットル未満
	大型コインロッカー	1 区画	1 回 300	—	1 区画容量60リットル以上

備考 この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだことにより特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。

2 洛西浄化センター公園の附属設備の利用料金の上限の額

(その1)

区分	附属設備名	単位	1 使用時間区 分の利用料金 の上限の額	摘要
体育設備及び器具	野球バックネット	1 張	円 130	移動式のものをいう。
	野球ベース	1 組	130	
	レガース	1 対	60	
	プロテクター	1 個	60	
	マスク	1 個	60	
	審判用具	1 組	390	
	ゲートボール用具	1 組	60	
	サッカーゴールネット	1 張	130	
	コーナースタック	1 組	60	

	手旗	1 組	40	
	得点板	1 台	130	
	ライン引き器	1 台	190	
	巻尺	1 個	60	
	その他体育用具	1 個	60	
音響設備及び器具	ワイヤレススピーカー	1 台	1,390	ワイヤレスマイク 1 個付き
	マイクロホン	1 個	190	
	ハンドマイク	1 台	190	
その他の設備及び器具	移動式黒板	1 台	60	
	ビーチパラソル	1 本	130	
	テント	1 張	390	
	長机	1 脚	60	
	椅子	1 脚	30	
	演台	1 台	530	
	コインロッカー	1 区画	1 回 100	

備考

- 1 この表は、テニスコート以外の公園施設を使用する場合において、附属設備を使用するときに適用する。
- 2 この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだことにより特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。

(その2)

区分	附属設備名	単位	1 使用時間区分の	全日使用の利用料	摘要
----	-------	----	-----------	----------	----

			利用料金 の上限の 額	金の上 限の 額	
体 育 設 備 及 び 器 具	テニス支柱	1 組	円 130	円 330	
	テニスネット	1 張	130	330	
	テニスラケット	1 本	130	330	
	テニスマシン	1 台	1, 390	3, 360	
	ネット計測機	1 本	60	180	
	得点板	1 台	130	330	
	その他体育用具	1 個	60	180	
音 響 設 備 及 び 器 具	ワイヤレススピーカ ー	1 台	1, 390	3, 360	ワイヤレスマイク 1 個付き
	マイクロホン	1 個	190	530	
	ハンドマイク	1 台	190	530	
そ の 他 の 設 備 及 び 器 具	移動式黒板	1 台	60	180	
	テント	1 張	390	1, 000	
	長机	1 脚	60	180	
	椅子	1 脚	30	70	
	コインロッカー	1 区画	1 回 100	—	

備考

- この表は、テニスコートを使用する場合において、附属設備を使用するときに適用

する。

- 2 この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだことにより特に費用を要することとなつた場合においては、当該費用を徴収することができる。

3 山城総合運動公園の附属設備の利用料金の上限の額

(その1)

区分	附属設備名	単位	1 使用時間区 分の利用料金 の上限の額	摘要
陸 上 競 技 設 備 及 び 器 具	走高跳高度計	1 本	円 130	
	走高跳用支柱	1 組	130	バー止め付き
	棒高跳高度計	1 本	130	
	棒高跳用支柱	1 組	130	バー止め付き
	ポール	1 本	90	
	ポール置台	1 台	130	
	走高跳・棒高跳用マ ット	1 組	530	
	走幅跳・三段跳距離 測定器	1 台	130	投眼方式計メジャー付き
	走幅跳・三段跳距離 測定器	1 個	60	投眼方式計メジャー付き以外のものをい う。
	走幅跳・三段跳距離 標識	1 組	60	
	フィールド走幅跳・ 三段跳順位表示器	1 個	130	
	踏切板標識	1 組	50	
	スターティングブロ ック	1 組	60	
	コースナンバー標識	1 組	190	
	バトン	1 本	30	

ハードル	1 台	30	
3,000メートル障害 物用具	1 台	60	代用縁石を含む。
周回表示器	1 台	130	鐘付き
スターター決勝信号 器	1 台	40	
トラック競技速報表 示器	1 台	1,500	写真判定装置連動式のものをいう。
トラック競技速報表 示器	1 台	130	写真判定装置連動式以外のものをいう。
トラック競技順序告 知器	1 台	40	
やり	1 本	90	
やり立て台	1 台	130	
円盤	1 個	60	
円盤置台	1 台	130	
砲丸	1 個	60	
砲丸置台	1 台	130	
ハンマー	1 個	60	
ハンマーつり台	1 台	130	
投てき角度標識	1 組	130	
投てき距離測定器	1 台	670	光波式のものをいう。
投てき距離標識	1 組	130	
次回投てき順序表示 器	1 台	40	
フィールド選手用距 離表示マーク	1 組	130	
フィールド成績表示 器	1 台	130	
ベスト8 表示器	1 組	130	

	記録標識	1 本	30	
	雨天記録用雨覆いハウス	1 台	60	
	風向風速計	1 台	130	
	風力速報表示器	1 台	60	
	温湿度計	1 台	60	
	気圧計	1 台	60	
	旗類	1 組	30	手旗、小旗、オープン線標識旗、ラップ旗、コーナートップ旗及び吹流しをいう。
	巻尺	1 個	60	
	リボンロッド	1 個	60	
	ストップウォッチ	1 個	130	プリンター付き
	ストップウォッチ	1 個	60	プリンター付き以外のものをいう。
	マラソン親時計	1 個	190	
	着順タイム器	1 台	1, 390	
	写真判定装置	1 組	3, 130	
	ピストル	1 丁	130	全自動式のものをいう。
	ピストル	1 丁	60	全自動式以外のものをいう。
	写真判定装置用スタート信号器	1 台	800	
	出発合図用黒板	1 個	60	
	出発用拡声装置	1 組	670	ワイヤレスマイク 1 個付き
	役員腕章	1 組	390	
	監察用具	1 組	130	監察マーク、円板及び椅子をいう。
	メガホン	1 個	30	
	抽選器	1 組	60	
	ペグ	1 組	130	
	その他競技用具	1 個	60	
体 育	バレーボール支柱	1 組	130	
	バレーボールネット	1 張	130	

設 備 及 び 器 具	バレーボール審判旗	1 組	30	
	サッカーゴールネット	1 張	130	
	ボール類	1 個	60	バレーボール用、サッカー用及びラグビー用のボールをいう。
	コーナーフラッグ	1 組	60	
	ホッケーゴールネット	1 張	130	
	ホッケー防球ネット	1 組	1, 390	
	バドミントンラケット	1 本	60	
	テニス支柱	1 組	130	
	テニスネット	1 張	130	
	テニスラケット	1 本	130	
	テニスマシン	1 台	1, 390	
	ネット計測器	1 本	60	
	野球バックネット	1 張	130	移動式のものをいう。
	野球ベース	1 組	130	
	グラブ	1 個	60	
	ミット	1 個	60	
	バット	1 本	60	
	レガース	1 対	60	
	プロテクター	1 個	60	
	ヘルメット	1 個	60	
	バッティングティー	1 台	130	
	防球ネット	1 張	130	
	ピッチングゲージ	1 台	390	
	バッティングゲージ	1 台	390	
	ピッチングマシーン	1 台	1, 390	
	ノックマシーン	1 台	1, 390	

	スピードガン	1 台	670	
	審判用具	1 組	390	
	スコアボード	1 組	2, 660	
	綱引きロープ	1 本	130	
	トランポリン	1 台	530	子供用以外のものをいう。
	トランポリン（子供用）	1 台	260	子供用のものをいう。
	車椅子スラローム	1 組	30	
	障害競歩用具	1 組	60	
	ゲートボール用具	1 組	60	
	スポーツ用測定器具	1 個	30	
	得点板	1 台	130	
	メンバー掲示板	1 台	60	
	スポーツタイマー	1 台	260	
	ライン引き器	1 台	190	
	その他体育用具	1 個	60	
競泳設備及び器具	自動審判装置	1 組	4, 060	
音響設備及び	ワイヤレススピーカ	1 台	1, 390	ワイヤレスマイク 1 個付き
	移動式拡声装置	1 組	1, 970	マイクロホン 1 個付き
	放送装置	1 組	2, 660	マイクロホン 1 個付き
	マイクロホン	1 個	190	
	ハンドマイク	1 台	190	

器 具				
そ の 他 の 設 備 及 び 器 具	黒板	1 枚	60	
	旗掲揚用ポール	1 組	390	
	ビーチパラソル	1 本	130	
	テント	1 張	390	大テント以外のものをいう。
	大テント	1 張	26,740	
	長机	1 脚	60	
	個人机（小机）	1 脚	30	
	長椅子	1 脚	60	
	個人椅子	1 脚	30	背もたれ付き
	コインロッカー	1 区画	1 回 100	1 区画容量60リットル未満
	大型コインロッカー	1 区画	1 回 300	1 区画容量60リットル以上

備考

- この表は、陸上競技場、屋内競技場、球技場及びテニスコート以外の公園施設を使用する場合において、附属設備を使用するときに適用する。
- この表の陸上競技設備及び器具の項及びその他の設備及び器具の項に掲げる附属設備（写真判定装置、大テント、コインロッカー及び大型コインロッカーを除く。）を一括して使用する場合の利用料金の上限の額は、1 使用時間区分 1 万3,950円とする。
- この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだことにより特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。

（その2）

区 分	附属設備名	単位	1 使用時 間区分の 利用料金 の上限の 額	全日使用 の利用料 金の上限 の額	摘要

体 育 設 備 及 び 器 具	平均台	1 台	円 350	円 910	
	跳び箱	1 台	130	330	
	踏切板	1 組	40	90	
	マット	1 枚	60	180	ソフトマット以外のものをいう。
	ソフトマット	1 枚	130	330	
	バスケットボール競技用具	1 組	1, 610	4, 060	ファウル指示板、信号器及びストップウォッチをいう。
	30秒タイマー	1 組	130	330	
	移動式バスケット台	1 対	1, 390	3, 360	30秒タイマー付き
	つり下げ式バスケット台	1 対	350	910	
	引掛式ミニバスケット	1 対	130	330	
	ファウル回数表示器	1 台	130	330	
	バレーボール用支柱	1 組	350	910	ネットを含む。
	視覚障害者バレーボール用支柱	1 組	30	70	ネットを含む。
	ラインズマンフラッグ	1 組	30	70	
	ハンドボール用ゴール	1 組	390	1, 000	ネットを含む。
	ボール類	1 個	80	230	バスケットボール用、バレーボール用及びハンドボール用のボールをいう。
	バドミントン用支柱	1 組	190	530	ネットを含む。
	バドミントンラケット	1 本	80	230	
	テニス用支柱	1 組	350	910	ネットを含む。
	テニスラケット	1 本	170	430	
	卓球台	1 台	170	430	サポート及びネットを含む。

	上下式卓球台	1 台	40	90	サポート及びネットを含む。
	視覚障害者用卓球台	1 台	30	70	サポート及びネットを含む。
	卓球ラケット	1 本	50	130	
	トランポリン	1 台	720	1,850	
	スラローム用具	1 組	60	180	
	障害急歩用具	1 組	40	90	
	防球フェンス	1 台	40	90	
	得点板	1 台	80	230	
	球面式得点表示盤	1 組	1,070	2,660	
	審判台	1 台	80	230	
	ストップウォッチ	1 個	80	230	
	スポーツ用測定器具	1 個	30	70	
	その他体育用具	1 個	80	230	
舞 台 設 備 及 び 器 具	ポータブルステージ	1 台	530	1,390	
	演台	1 台	720	1,850	
	花台	1 台	260	670	
音 響 設 備 及 び 器 具	移動式拡声装置	1 組	1,970	5,460	マイクロホン 1 個付き
	放送装置	1 組	2,660	6,730	マイクロホン 1 個付き
	マイクロホン	1 個	530	1,390	
そ	移動式黒板	1 台	60	180	

の 他 の 設 備 及 び 器 具	1人用折り畳み式椅子	1脚	40	90	
	長机	1脚	80	230	
	コインロッカー	1区画	1回 100	—	1区画容量60リットル未満
	大型コインロッカー	1区画	1回 300	—	1区画容量60リットル以上

備考

- この表は、屋内競技場を使用する場合において、附属設備を使用するときに適用する。
- この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだことにより特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。

(その3)

区 分	附属設備名	単位	1使用時間区分の利用料金 の上限の額	全日使用の利用料金の上限の額	摘要
陸 上 競 技 設 備 及 び 器 具	走高跳高度計	1本	円 130	円 330	
	走高跳用支柱	1組	130	330	バー止め付き
	棒高跳高度計	1本	130	330	
	棒高跳用支柱	1組	130	330	バー止め付き
	ポール	1本	90	260	
	ポール置台	1台	130	330	
	走高跳・棒高跳用マット	1組	530	1,390	
	走幅跳・三段跳距離測定器	1台	130	330	投眼方式計メジャー付き

走幅跳・三段跳距離測定器	1 個	60	180	投眼方式計メジャー付き以外のものをいう。
走幅跳・三段跳距離標識	1 組	60	180	
フィールド走幅跳・三段跳順位表示器	1 個	130	330	
踏切板標識	1 組	50	130	
スターティングブロック	1 組	60	180	
コースナンバー標識	1 組	190	530	
バトン	1 本	30	70	
ハードル	1 台	30	70	
3,000メートル障害物用具	1 台	60	180	代用縁石を含む。
周回表示器	1 台	130	330	鐘付き
スターター決勝信号器	1 台	40	90	
トラック競技速報表示器	1 台	1,500	3,600	写真判定装置連動式のものをいう。
トラック競技速報表示器	1 台	130	330	写真判定装置連動式以外のものをいう。
トラック競技順序告知器	1 台	40	90	
やり	1 本	90	260	
やり立て台	1 台	130	330	
円盤	1 個	60	180	
円盤置台	1 台	130	330	
砲丸	1 個	60	180	
砲丸置台	1 台	130	330	
ハンマー	1 個	60	180	

ハンマーつり台	1 台	130	330	
投てき角度標識	1 組	130	330	
投てき距離測定器	1 台	670	1,740	光波式のものをいう。
投てき距離標識	1 組	130	330	
次回投てき順序表示器	1 台	40	90	
フィールド選手用距離表示マーク	1 組	130	330	
フィールド成績表示器	1 台	130	330	
ベスト8表示器	1 組	130	330	
記録標識	1 本	30	70	
雨天記録用雨覆いハウス	1 台	60	180	
風向風速計	1 台	130	330	
風力速報表示器	1 台	60	180	
温湿度計	1 台	60	180	
気圧計	1 台	60	180	
旗類	1 組	30	70	手旗、小旗、オープン線標識旗、ラップ旗、コーナートップ旗及び吹流しをいう。
巻尺	1 個	60	180	
リボンロッド	1 個	60	180	
ストップウォッチ	1 個	130	330	プリンター付き
ストップウォッチ	1 個	60	180	プリンター付き以外のものをいう。
マラソン親時計	1 個	190	530	
着順タイム器	1 台	1,390	3,360	
写真判定装置	1 組	3,130	7,900	
ピストル	1 丁	130	330	全自動式のものをいう。

	ピストル	1 丁	60	180	全自動式以外のものをいう。
	写真判定装置用スタート信号器	1 台	800	2,080	
	出発合図用黒板	1 個	60	180	
	出発用拡声装置	1 組	670	1,740	ワイヤレスマイク 1 個付き
	役員腕章	1 組	390	1,000	
	監察用具	1 組	130	330	監察マーク、円板及び椅子をいう。
	メガホン	1 個	30	70	
	抽選器	1 組	60	180	
	ペグ	1 組	130	330	
	その他競技用具	1 個	60	180	
体育設備及び器具	バレーボール支柱	1 組	130	330	
	バレーボールネット	1 張	130	330	
	バレーボール審判旗	1 組	30	70	
	サッカーゴールネット	1 張	130	330	
	ボール類	1 個	60	180	バレーボール用、サッカー用及びラグビー用のボールをいう。
	コーナーフラッグ	1 組	60	180	
	ホッケーゴールネット	1 張	130	330	
	ホッケー防球ネット	1 組	1,390	3,360	
	バドミントンラケット	1 本	60	180	
	テニス支柱	1 組	130	330	
	テニスネット	1 張	130	330	
	テニスラケット	1 本	130	330	
	テニスマシン	1 台	1,390	3,360	
	ネット計測器	1 本	60	180	
	野球バックネット	1 張	130	330	移動式のものをいう。

	野球ベース	1 組	130	330	
	グラブ	1 個	60	180	
	ミット	1 個	60	180	
	バット	1 本	60	180	
	レガース	1 対	60	180	
	プロテクター	1 個	60	180	
	ヘルメット	1 個	60	180	
	バッティングティー	1 台	130	330	
	防球ネット	1 張	130	330	
	ピッチングゲージ	1 台	390	1, 000	
	バッティングゲージ	1 台	390	1, 000	
	ピッチングマシーン	1 台	1, 390	3, 360	
	ノックマシーン	1 台	1, 390	3, 360	
	スピードガン	1 台	670	1, 740	
	審判用具	1 組	390	1, 000	
	スコアボード	1 組	2, 660	6, 730	
	綱引きロープ	1 本	130	330	
	トランポリン	1 台	260	670	子供用のものをいう。
	トランポリン	1 台	530	1, 390	子供用以外のものをいう。
	車椅子スラローム	1 組	30	70	
	障害競歩用具	1 組	60	180	
	ゲートボール用具	1 組	60	180	
	スポーツ用測定器具	1 個	30	70	
	得点板	1 台	130	330	
	メンバー掲示板	1 台	60	180	
	スポーツタイマー	1 台	260	670	
	ライン引き器	1 台	190	530	
	その他体育用具	1 個	60	180	
音響	ワイヤレススピーカ	1 台	1, 390	3, 360	ワイヤレスマイク 1 個付き

設 備 及 び 器 具	移動式拡声装置	1 組	1, 970	5, 460	マイクロホン 1 個付き
	放送装置	1 組	2, 660	6, 730	マイクロホン 1 個付き
	マイクロホン	1 個	190	530	
	ハンドマイク	1 台	190	530	
そ の 他 の 設 備 及 び 器 具	黒板	1 枚	60	180	
	旗掲揚用ポール	1 組	390	1, 000	
	ビーチパラソル	1 本	130	330	
	テント	1 張	390	1, 000	
	長机	1 脚	60	180	
	個人机（小机）	1 脚	30	70	
	長椅子	1 脚	60	180	
	個人椅子	1 脚	30	70	背もたれ付き
	コインロッカー	1 区画	1 回 100	—	1 区画容量60リットル未満
	大型コインロッカー	1 区画	1 回 300	—	1 区画容量60リットル以上

備考

- この表は、陸上競技場、球技場及びテニスコートを使用する場合において、附属設備を使用するときに適用する。
- この表の陸上競技設備及び器具の項及びその他の設備及び器具の項に掲げる附属設備（写真判定装置、コインロッカー及び大型コインロッカーを除く。）を一括して使用する場合の利用料金の上限の額は、1 使用時間区分 1 万3, 950円（全日については、3 万3, 720円）とする。
- この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだことにより特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。

4 丹波自然運動公園の附属設備の利用料金の上限の額

区分	附属設備名	単位	1 使用時間区分の利用料金	摘要
----	-------	----	---------------	----

			の上限の 額	
体育 設備 及び 器具	走高跳高度計	1 本	円 170	
	走高跳用支柱	1 組	140	バー止め付き
	棒高跳高度計	1 本	170	
	棒高跳用支柱	1 組	170	バー止め付き
	走高跳・棒高跳用マット	1 組	530	
	ウレタンマット	1 枚	170	
	走幅跳・三段跳距離測定器	1 台	130	投眼方式計メジャー付き
	走幅跳・三段跳距離標識	1 組	80	
	踏切板標識	1 組	80	
	スターティングブロック	1 組	80	
	コースナンバー標識	1 組	190	
	バトン	1 本	40	
	ハードル	1 台	40	
	3,000メートル障害物用具	1 台	170	代用縁石を含む。
	周回表示器	1 台	170	
	スターター決勝信号器	1 台	80	
	トラック競技速報表示器	1 台	1,500	写真判定装置連動式のものを いう。
	マラソン距離標識	1 個	140	
	鐘	1 個	80	
	やり	1 本	140	
	やり立て台	1 台	140	
	円盤	1 個	80	
	円盤置台	1 台	140	
	砲丸	1 個	80	
	砲丸置台	1 台	140	
	ハンマー	1 個	80	

ハンマーつり台	1 台	140	
投てき角度標識	1 組	80	
投てき距離測定器	1 台	670	光波式のものをいう。
投てき距離標識	1 組	260	
フィールド選手用距離表示マーク	1 組	170	
フィールド成績表示器	1 台	130	
フィールド順位表示器	1 台	130	
記録標識	1 本	30	
風向風速計	1 台	140	
風力速報表示器	1 台	60	
温湿度計	1 台	80	
気圧計	1 台	80	
手旗・小旗	1 組	40	
吹き流し	1 個	40	
巻尺	1 個	80	
ストップウォッチ	1 個	130	プリンター付き
ストップウォッチ	1 個	80	プリンター付き以外のものをいう。
マラソン親時計	1 個	260	
写真判定装置	1 組	3, 130	
ピストル	1 丁	130	全自動式のものをいう。
ピストル	1 丁	50	全自動式以外のものをいう。
写真判定装置用スタート信号器	1 台	800	
出発合図用黒板	1 個	80	
出発用拡声装置	1 組	670	ワイヤレスマイク 1 個付き
審判用腕章	1 組	530	
監察用具	1 組	170	監察マーク及び円板をいう。
メガホン	1 個	40	
抽選器	1 組	80	
ペッグ	1 組	170	

跳び箱	1 台	130	
踏切板	1 組	30	
マット	1 枚	50	ウレタンマットを除く。
バスケットボール競技用具	1 組	1,390	チーム反則表示板、ファウル表示板及び信号器をいう。
バレーボール用支柱	1 組	190	
バレーボールネット	1 張	60	
ハンドボール用ゴール	1 組	260	
ハンドボールネット	1 張	90	
サッカーゴールネット	1 張	140	
ホッケーゴールネット	1 張	170	
バドミントン用支柱	1 組	130	
バドミントンネット	1 張	60	
バドミントンラケット	1 本	60	
テニス用支柱	1 組	190	
テニスネット	1 張	60	
テニスラケット	1 本	130	
ボール類	1 個	60	バレーボール用、バスケットボール用及びハンドボール用のボールをいう。
ネット計測器	1 本	60	
野球ベース	1 組	140	
卓球台	1 台	130	サポート及びネットを含む。
視覚障害者用卓球台	1 台	10	サポート及びネットを含む。
卓球ラケット	1 本	40	
トランポリン	1 台	530	
トランポリンツイスター	1 台	260	
ロンピング	1 台	260	
スラローム障害走路用具	1 組	30	
障害競歩用具	1 組	60	

	ゲートボール用具	1 組	80	
	スポーツテスト測定器具	1 個	260	
	ジムファン	1 台	130	
	防球フェンス	1 台	40	
	得点板	1 台	60	
	審判台	1 台	60	
	ライン引き器	1 台	170	
	その他の体育用具	1 個	80	
舞台 設備 及び 器具	舞台用ステージ	1 台	390	
音響 設備 及び 器具	放送装置	1 組	1,970	マイクロホン 1 個付き
	マイクロホン	1 個	390	
	ハンドマイク	1 台	260	
	ポータブルレコードプレーヤー	1 台	390	
その 他の 設備 及び 器具	小黒板	1 枚	60	
	移動式黒板	1 枚	80	
	スクリーン	1 張	470	移動式スクリーン以外のものをいう。
	移動式スクリーン	1 張	210	
	ビデオプロジェクター	1 台	1,030	
	ブルーレイディスクレコーダー	1 台	720	
	旗掲揚用ポール	1 組	390	
	ビーチパラソル	1 本	110	
	テント	1 張	350	
	長机	1 脚	60	
	長椅子	1 脚	60	
	個人椅子	1 脚	30	
	コインロッカー	1 区画	1 回	1 区画容量60リットル未満

			100	
	大型コインロッカー	1 区画	1 回	1 区画容量60リットル以上
			300	

備考 この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだことにより特に費用を要することとなつた場合においては、当該費用を徴収することができる。

別記第1号様式(第4条関係)

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿								
整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物 等が設置されて いた場所	除却した 日時	保管を始 めた日時	保管の場 所	備考
	名 称 又は 種類	形 状	数 量					

第2号様式(第6条関係)

整理番号

受領書

年 月 日

京都府知事 様

返還を受けた者
住 所
氏 名

下記のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受け た工作物等	名称又は種類	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

注 「整理番号」欄は、記入しないでください。

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

（平16規則47・追加）

第 2 号様式（第 6 条関係）

（平16規則47・追加、令 3 規則15・一部改正）